毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目　次

◇告示　定期種畜検査の実施
種畜証明書の返納
肥料の登録
町村合併に関する計画
漁港管理者の指定
種畜証明書有効期間の延長
炭そ予防注射の実施
土地収用法による土地細目の公表
土地改良事業計画の認可
土地改良区役員の退任及び就任
保安林の指定予定
◇教委告示　定例教育委員会の招集
県立高等学校の設置
県立高等学校の校名、位置及び課程の一部改正
◇公告　あん摩師、はり師、きゅう師試験の合格者

告　示

鳥取県告示第百五十号

定期種畜検査が次のように実施される。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

昭和三十二年度定期種畜検査日程

第一班

検査期日	検査地		家畜の種類	摘要
第一次検査	郡市	町村	場所		
第二次検査					
四、五	鳥取市	吉方	鳥取家畜市場	和牛、乳牛、めん羊、山羊、豚	
四、八					

〃	六	〃	九	岩美郡	岩美町
〃	七	〃	十	鳥取市	古海
〃	八	〃	十一	気高郡	気高町
〃	九	〃	十二	八頭郡	船岡町
〃	十	〃	十三	〃	〃
〃	十一	〃	十四	〃	若桜町
〃	十二	〃	十五	〃	用瀬町
〃	十三	〃	十六	〃	智頭町
〃	十六	〃	十九	東伯郡	東郷町
〃	十七	〃	二十	倉吉市	東町
〃	十八	〃	二十一	〃	〃
〃	十九	〃	二十二	東伯郡	関金町
〃	二十	〃	二十三	〃	東伯町
〃	二十一	〃	二十四	〃	赤碕町
〃	二十二	〃	二十五	〃	〃

〃	浦富〃	〃	〃	〃	〃	
〃	古海〃	〃	〃	〃	〃	
〃	浜村〃	〃	〃	〃	〃	
〃	船岡〃	〃	〃	〃	〃	和牛は新願牛のみ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	若桜家畜検査場	〃	〃	〃	〃	
〃	用瀬家畜市場	〃	〃	〃	〃	
〃	智頭〃	〃	〃	〃	〃	
〃	東郷〃	〃	〃	〃	〃	
〃	倉吉〃	〃	〃	〃	〃	和牛は新願牛のみ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	関金〃	〃	〃	〃	〃	
〃	浦安〃	〃	〃	〃	〃	
〃	赤碕〃	〃	〃	〃	〃	
〃	鳥取種畜牧場県種畜場	〃	〃	〃	〃	

第二班

検査期日			検査地			家畜の種類	摘要
第一次検査	第二次検査		郡市	町村	場所		
五、	三	五、	六	西伯郡	名和町	御来屋家畜市場	和牛、馬、めん羊、山羊、豚
〃	四	〃	七	〃	大山町	所子家畜保健衛生所	〃
〃	五	〃	八	〃	淀江町	淀江家畜市場	〃
〃	六	〃	九	境港市	竹内	余子家畜検査場	〃
〃	七	〃	十	西伯郡	西伯町	法勝寺家畜市場	〃
〃	八	〃	十一	米子市	勝田町	米子〃	〃
〃	九	〃	十二	〃	〃	〃	〃
〃	十	〃	十三	日野郡	溝口町	溝口〃	〃
〃	十一	〃	十四	〃	江府町	江尾〃	〃
〃	十二	〃	十五	〃	伯南町	三栄〃	〃
〃	十三	〃	十六	〃	根雨町	根雨〃	〃

鳥取県告示第百五十一号

次の種畜は廃用された。

昭和三十二年四月五日

種畜証明書番号	名号	品種	飼養者住所氏名
昭三一鳥取一第五五号	栄信	黒毛和種	鳥取県倉吉市中河原　中垣覚次郎

鳥取県知事　遠藤　茂

鳥取県告示第百五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者 住所	生産業者 氏名
鳥取県第二四七号	赤碕水稲複合肥料	○窒素全量 七・二 内アンモニア性窒素 七・〇 ○燐酸全量 八・〇 内可溶性燐酸 七・九 内水溶性燐酸 六・四 ○加里全量 七・一 内水溶性加里 七・一	東伯郡赤碕町字赤碕一、四六三	赤碕農業協同組合組合長理事 前田豊秋
鳥取県第二四八号	浅津水稲一号複合肥料	○アンモニア性窒素 九・二 ○可溶性燐酸 五・八 内水溶性燐酸 五・七 ○水溶性加里 一一・五	東伯郡羽合町字下浅津一九三	浅津農業協同組合組合長理事 本多不二雄
鳥取県第二四九号	浅津水稲二号複合肥料	○アンモニア性窒素 一〇・〇 ○可溶性燐酸 七・〇 内水溶性燐酸 五・七 ○水溶性加里 九・五	東伯郡羽合町字下浅津一九三	浅津農業協同組合組合長理事 本多不二雄

鳥取県告示第百五十三号

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十八条第一項の規定に基き次のとおり町村合併に関する計画を定め昭和三十二年三月三十日関係市町村に勧告した。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

合併計画による市町村

一　八頭郡用瀬町
　　同　佐治村
二　東伯郡東郷町
　　同　泊村
三　西伯郡西伯町
　　同　会見町
四　米子市
　　西伯郡伯仙町

鳥取県告示第百五十四号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項の規定により酒津港外四港の漁港管理者を次のように指定したので同条第五項の規定により告示する。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

漁港の名称	種類	所在地	管理者
酒津	一	気高郡気高町大字酒津	気高町
船磯	一	気高郡気高町大字八束水	気高町
平田	一	西伯郡大山町大字平田	大山町
淀江	一	西伯郡淀江町大字淀江	淀江町
渡	一	境港市渡町	境港市

鳥取県告示第百五十五号

昭和三十一年に実施された定期種畜検査に基き、種畜証明書を交付されたもののうち、その種畜証明書の有効期間が昭和三十二年定期種畜検査実施の日前に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間が家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条第二項の規定により、昭和三十二年定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

鳥取県告示第百五十六号

次のように炭そ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

一　実施の目的　炭そ予防のため
二　実施の区域　別表のとおり
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　牛、馬　但し生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内及び三十二年三月本予防注射を実施したものを除く。
四　実施の期日　別表のとおり
五　注射の方法　炭そ第二予防液皮内注射法

別表

実施月日	実施区域	実施場所
四月十七日	気高郡気高町（旧宝木村）	同上
〃十八日	〃鹿野町（旧勝谷村）	〃
〃十五日	西伯郡岸本町	〃（旧大幡村）
〃	〃	〃（旧幡郷村）
〃十六日	米子市	〃（旧春日村）
〃	〃	〃（旧成美村）
〃	西伯郡伯仙町	〃（旧県村）
〃十七日	〃	〃（旧大高村）
〃十八日	〃会見町	〃（旧賀野村）
〃	〃	〃（旧手間村）
〃十九日	米子市	〃（旧五千石村）
〃二十二日	〃	〃（旧尚徳村）
〃	〃	〃（旧巌村）
〃二十三日	西伯郡西伯町	〃（旧法勝寺村）
〃二十四日	〃	〃（旧天津村）
〃	〃	〃（旧上長田村）
〃二十五日	〃	〃（旧東長田村）
〃二十六日	〃	〃（旧大国村）
〃二十七日	〃岸本町	〃（旧八郷村）
〃	〃日吉津村	〃

鳥取県告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により土地細目の公告について申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠　藤　　茂

一　起業者の名称
　建設大臣
一　事業の種類
　天神川改良工事及びこれに伴う附帯工事
一　起業地
　鳥取県倉吉市上米積及び下米積地内
一　収用しようとする土地の所在、地番及び地目並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所

倉吉市地内

大字	字	地番	地目	台帳現況	土地所有者	関係人
上米積	江下	一八二の二	田	畑	倉吉市上米積二五七　矢田由基雄	なし

〃　一八二の三　畑　〃　〃
〃　一八六の三　〃　〃　〃
〃　二八八　〃　〃　〃　倉吉市上米積二五七　伊藤よしの
〃　二九〇　〃　〃　〃　〃
〃　二九一　〃　〃　〃　〃
〃　二九二　〃　〃　〃　〃
〃　江下　二〇二　〃　〃　倉吉市上米積二五五　伊藤よしの　なし
〃　河向　一次一第三　原野　〃　名古屋市西区樋の口町二丁目　矢田　稔雄　〃

鳥取県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、米川土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十二年三月二十五日認可した。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

鳥取県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退住および就任した旨届出があつた。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

退任した役員の氏名および住所

日置村早牛土地改良区

理事　塩　貞夫　気高郡青谷町大字早牛
〃　田中増男　〃
〃　山本長平　〃
〃　釜谷伸吉　〃
〃　田中嘉孝　〃
監事　原田竜蔵　〃
〃　小林作美　〃

淀江町西原土地改良区

理事長　加藤光治　西伯郡淀江町大字西原
理事　石田米吉　〃
〃　谷田竹蔵　〃
〃　花岡邦逸　〃
〃　村岡忠平　〃
〃　田原巻三　〃
〃　田原俊　〃
〃　村岡万太郎　〃
〃　細川竜吉　〃
〃　吉田皎　〃
〃　山根海平　〃
〃　関岩男　〃
〃　生田仁　〃　淀江
〃　岩本久夫　〃
〃　安藤昭吉　〃
監事　池口幸揚　〃　西原
〃　堀本寅一　〃

就任した役員の氏名および住所

日置村早牛土地改良区

理事　塩　貞夫　気高郡青谷町早牛
〃　山本長平　〃
〃　田中嘉孝　〃
〃　田中増男　〃
〃　小川昌幸　〃
監事　小林作美　〃
〃　伊藤正義　〃

淀江町西原土地改良区

理事長　岩本久夫　西伯郡淀江町大字淀江

理事　生田　仁　〃
〃　生田春三　〃
〃　尾沢　毅　〃
〃　須山文雄　〃
〃　安藤昭吉　〃
〃　山口貞寿　〃
〃　船木清市　〃
〃　関　孝幸　〃
〃　村岡忠平　〃
〃　掘木寅一　〃
〃　吉田貞夫　〃
〃　富田虎造　〃
〃　吹野賢太郎　〃
〃　吉田　皎　〃
監事　堀尾清正　〃
〃　池口幸揚　〃

西原

鳥取県告示第百六十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

森林所在地 市郡町村	大字	字	一地番	全面積 台帳	実測又は見込	要指定実測又は見込面積	施業要件	指定の目的	申請者 住所氏名
日野	多里	湯河	出立	一、〇一七	一、〇〇〇三	一、〇〇〇〇	小面積の区分皆伐	水源かん養	鳥取県知事
同	同	同	同	一、〇一八	〇、〇一〇九	〇、〇三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、〇三五	三五四、五八一〇	五三一、七一〇〇	四三一、〇〇〇〇	同	同

同	同	新屋	野組	一、八四八	一八〇、三一八	一八一、七一〇〇	一七七、五六〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八四八内第一	一〇三、一〇〇〇	一八三、九一〇〇	一八三、九一〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八四八ノ一	〇、一三四	〇、一五〇〇	〇、一五〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八四八ノ二	〇、九三八	一、一六〇〇	一、一六〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八四八ノ三	一、一六〇七	〇、三〇〇〇	〇、三〇〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八四八ノ四	一、九九〇九	二、四七〇〇	二、四七〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八五三	〇、九一三	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八五四	〇、〇三一	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八五五	〇、〇一三	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八五六	〇、〇一八	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八五七	〇、〇三〇	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同
同	同	同	ック谷	一、八五九ノ五	一八、三三一三	二一、七五〇〇	二一、七五〇〇	同	同
同	同	上萩山	明谷山	九一	七〇、〇四三〇	七七、九一〇〇	七七、九一〇〇	同	同
同	同	同	同	九一ノ三	三四、八八二一	五八、二一〇〇	五八、二一〇〇	同	同
同	同	同	同	九二	一、八四二四	三、〇九〇〇	三、〇九〇〇	同	同
同	同	同	新田山	四八六第四	五三、〇〇〇〇	五七、八二〇〇	五七、八二〇〇	同	同
同	同	同	同	四八六第五	四五、八〇〇四	四八、九二〇〇	三三、五五〇〇	同	同
同	同	同	同	四八六第六	六五、〇〇一〇	七六、七三〇〇	六六、九一〇〇	同	同

同	同	四八六第七	三、〇七〇五	六三、九九〇〇	六三、九九〇〇	同
同	同	四八六ノ九	一五五、一五三八	一三九、一四〇〇	九六、四四〇〇	同
同	同	四八六ノ四九	九、〇〇〇〇	一五、五五〇〇	一五、五五〇〇	同
同	同	滑鉄山所	三二〇、八七一四	二九、六〇〇〇	一四四、一〇〇〇	同
同	同	一、七三五ノ一	七〇、三〇三九	一一、八八〇〇	六〇、七五〇〇	同
同	同	一、七三五ノ二	四四、〇〇〇〇	四九、七五〇〇	四九、七五〇〇	同
同	同	一、七三九ノ四	三、五五〇〇	四、九〇〇〇	四、九〇〇〇	同
同	同	一、七三九ノ五	三五、〇〇〇〇	五二、四九〇〇	五二、四九〇〇	同
同	同	一、七三九ノ六	八三、四〇〇〇	一五四、〇〇〇〇	一五四、〇〇〇〇	同
同	石見	一ノ七	一五、〇〇〇〇	三三、六〇〇〇	三三、六〇〇〇	同
同	花口	一ノ二二	一八、五四〇一	二五、〇八〇〇	四、〇六〇〇	同
同	長者原	一、三五三ノ一三	八、〇〇二〇	一〇、〇五〇〇	一〇、〇五〇〇	同
同	同	一、三五三ノ二四	、八五一五	四、六九〇〇	四、六九〇〇	同
同	同	一、三五三ノ二六	、六七〇〇	三、六七〇〇	三、六七〇〇	同
同	同	一、三五三ノ二七	、八七一五	四、八〇〇〇	四、八〇〇〇	同
同	同	一、三五三ノ二八	五九、六六一八	一八、九〇〇〇	一八、九〇〇〇	同
同	大原山	一、九八九ノ二	、五〇〇〇	、八〇〇〇	、八〇〇〇	同
同	花口東山	一、九九五	一五、八八二四	一五、九〇〇〇	一五、九〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第一				同

同	同	一、九九五内第五	二、〇一一〇	二、一〇〇〇	二、一〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第六	、七七一五	、八二一〇〇	、八二一〇〇	同
同	同	一、九九五内第七	二、一九二三	二、三〇〇〇	二、三〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第八	、七五一〇	、八一〇〇	、八一〇〇	同
同	同	一、九九五内第一九	一、五八一〇	一、七〇〇〇	一、七〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第二五	、七五〇五	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第二六	一、六七三五	三、三六〇〇	三、三六〇〇	同
同	同	一、九九五内第二七	、八二一五	一、六五〇〇	一、六五〇〇	同
同	同	一、九九五内第二八	、七七二六	一、五六〇〇	一、五六〇〇	同
同	同	一、九九五内第二九	、四〇〇〇	、八〇〇〇	、八〇〇〇	同
同	同	一、九九五内第三〇	、四三〇三	、八六〇〇	、八六〇〇	同
同	同	一、九九五内第三一	、一六二〇	、三四〇〇	、三四〇〇	同
同	同	一、九九五内第一三	一〇、四四〇四	一一五、九八〇〇	一一五、九八〇〇	同
同	神戸上	二、九二八	四八、九七〇一	一三三、八三〇〇	一三三、八三〇〇	同
同	佐貫谷奥	三、〇八四ノ二	四、八六二一	一〇、八五〇〇	一〇、八五〇〇	同
同	桑平山	三、〇八四ノ四	九七、〇〇〇〇	一〇八、一六〇〇	一〇八、一六〇〇	同
同	同	三、〇八五	八、五七〇七	三七、八三〇〇	三七、八三〇〇	同
同	同					同

同	同	明石焼山	三、一二二ノ一	一五、五〇〇〇	一五、五〇〇〇	同	同
同	同	同	三、一二三ノ一	四三、九一〇〇	三三、三八〇〇	同	同
同	同	焼山下毛藏	三、一四六ノ一	六、一一〇〇	一五、一二〇〇	同	同
同	同	同	三、一四七ノ一	四、三七一八	一〇、四一〇〇	同	同
同	同	同	三、一四七ノ九	一、一五〇〇	一〇、四一〇〇	同	同
同	同	桑平隠地山	三、一九五	一〇、五三一六	一、五〇〇〇	同	同
同	同	隠地	三、二七一	三三、四一〇〇	三三、四一〇〇	同	同
同	同	同	三、二七二	七、五七一六	二、四三〇〇	同	同
同	同	同	三、二七三	一四、六一〇〇	一四、六一〇〇	同	同
同	同	大倉山	三、三三一	五、三七〇〇	五、三七〇〇	同	同
同	同	上石見	一、二六三	六五、六一二三	七四、四九〇〇	同	同
同	同	山根鉄山所	一、二八二	一五、〇三〇七	三三、五〇〇〇	同	同
同	同	正カク	一、二八二	六、八四〇〇	一一、八〇〇〇	同	同
同	同	同	一、二八三	六、〇三〇五	五、五九〇〇	同	同
同	同	山根奥	一、二八四ノ一六	三、〇〇〇〇	八、九七〇〇	同	同
同	同	山根鉄山所隠地	一、二一二	二七、八二〇〇	三三、五五〇〇	同	同
同	同	中石見抜戸	一、三二二ノ一〇一	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同
同	同	同	一、三二二ノ一〇二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同	同

同	同	同	一、三二二ノ一一三	三三、六二九	一七、一六〇〇	一七、一六〇〇	同
同	同	上大倉山	一、五四四ノ一	五、〇〇〇〇	八、九五〇〇	八、九五〇〇	同
同	同	中大倉山	一、五四八ノ一	七、九五〇五	八、六七〇〇	八、六七〇〇	同
同	同	同	一、五五〇	七、三一一五	九、七九〇〇	九、七九〇〇	同
同	同	同	一、五五一	二、三〇〇四	七、三一〇〇	七、三一〇〇	同
同	同	下大倉山	一、五五二	一、八二〇四	四、二九〇〇	四、二九〇〇	同
同	同	同	一、五五三	〇、五二一三	一、六四〇〇	一、六四〇〇	同
同	同	同	一、五五四ノ四一	三、九〇〇九	一七、二〇〇〇	一七、二〇〇〇	同
同	同	同	一、五五五ノ四二	一五、四一〇八	二一、五七〇〇	二一、五七〇〇	同
同	同	同	一、五五六	一八、〇八一四	二一、四六〇〇	二一、四六〇〇	同
同	根雨	板井原	二〇三ノ一	二八、八〇〇一	二七、四二〇〇	二七、四二〇〇	同
同	同	内井谷山	二〇三ノ二	一九、二〇〇〇	七三、五七〇〇	七三、五七〇〇	同
同	同	大井呑	四八四ノ六	二七、二七二七	七七、四七〇〇	七七、四七〇〇	同
同	同	同	四八四ノ七	四三、〇一三三	二三、二〇〇〇	二三、二〇〇〇	同
同	同	同	四八五	一、三七〇	〇、九〇〇〇	〇、九〇〇〇	同
同	同	峠根山	七二七	一、二〇〇	一、一五〇〇	一、一五〇〇	同
同	同	同	七二八ノ一	〇、九一〇〇	三、三七〇〇	三、三七〇〇	同
同	同	同	七二八ノ二	一、三五〇〇	四、〇八〇〇	四、〇八〇〇	同

同	同	同	同	七二八ノ三	、九三三〇	三、六〇〇〇	三、六〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ四	、九八一五	四、一八〇〇	四、一八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ五	二、一〇一〇	六、九八〇〇	六、九八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ六	一、五四一〇	六、五八〇〇	六、五八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ七	一、〇〇一〇	六、一五〇〇	六、一五〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ八	一、一五三〇	五、〇七〇〇	五、〇七〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ九	一、二八三〇	四、六五〇〇	四、六五〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一〇	、〇一三三	、〇三〇〇	、〇三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一一	一、五四一〇	五、四五〇〇	五、四五〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一二	、〇八一六	、二〇〇〇	、二〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一三	一、〇一三〇	二、九五〇〇	二、九五〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一四	一、一〇三〇	三、五八〇〇	三、五八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一五	、〇三一一	、〇八〇〇	、〇八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七二八ノ一六	、〇二一五	、〇五〇〇	、〇五〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一	、九〇〇八	二、九七〇〇	二、九七〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ二	、〇四一七	、〇六〇〇	、〇六〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ三	、〇三一九	、〇四〇〇	、〇四〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ四	、〇三〇一	、〇三〇〇	、〇三〇〇	同	同	同

同	同	同	同	七三一ノ五	、八三〇八	四、三二〇〇	四、三二〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ六	、八二三〇	四、六三〇〇	四、六三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ七	、八二〇四	四、五八〇〇	四、五八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ八	、八八二五	三、五七〇〇	三、五七〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ九	、八六二九	三、三六〇〇	三、三六〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一〇	、八一二〇	二、七〇〇〇	二、七〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一一	、八二三三	三、四〇〇〇	三、四〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一二	、八〇〇七	二、四一〇〇	二、四一〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一三	、八四二一	二、五〇〇〇	二、五〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一四	、八二〇六	二 四七〇〇	二、四七〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三一ノ一五	、八五一四	三、七七〇〇	三、七七〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ一	、五七一〇	四、三三〇〇	四、三三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ二	、五八一四	四、二二〇〇	四、二二〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ三	、六〇二六	四、七〇〇〇	四、七〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ四	、五九〇〇	三、九三〇〇	三、九三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ五	、五六二八	七、二三〇〇	七、二三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ六	、六一二三	三、二八〇〇	三、二八〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七三二ノ七	、五八一〇	四、八五〇〇	四、八五〇〇	同	同	同

同	同	七三二ノ八	、六〇〇〇	二、五七〇〇	二、五七〇〇	同	同
同	同	七三二ノ九	、六〇二三	四、六八〇〇	四、六八〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一〇	、五八一八	三、〇三〇〇	三、〇三〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一一	、六〇三一	二、七〇〇〇	二、七〇〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一二	、五八三六	二、六五〇〇	二、六五〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一三	、五七〇三	三、三三〇〇	三、三三〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一四	、五七三三	四、〇三〇〇	四、〇三〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一五	、六一一九	四、一七〇〇	四、一七〇〇	同	同
同	同	七三二ノ一六	、五八〇一	三、三三〇〇	三、三三〇〇	同	同
同	同	七三四	二七、六三一五	九四、二四〇〇	九四、二四〇〇	同	同
同	同	大井呑西畑	八六、七三三	二六六、九〇〇〇	二六六、九〇〇〇	同	同
同	同	八三一ノ一	二六、二五二	六九、六〇〇〇	六九、六〇〇〇	同	同
同	江府	武庫	三谷山	一、八三七ノ三四	一四、〇〇〇〇	二八、一六〇〇	二八、一六〇〇	同	同
同	同	同	同	一、八三七ノ三五	六、〇〇〇〇	三四、〇〇〇〇	三四、〇〇〇〇	同	同
同	同	下高谷	同	一、九七四	、五〇〇〇	三、五八〇〇	三、五八〇〇	同	同
同	同	同	同	一、九七五	、一〇〇〇	、七三〇〇	、七三〇〇	同	同
同	同	同	同	一、九七五内第一	、〇四〇〇	、二九〇〇	、二九〇〇	同	同
同	同	同	同	一、九七七	一一、四〇〇〇	八一、六六〇〇	八一、六六〇〇	同	同

同	同	同	一、九七七ノ内第一	三、二〇〇〇	二二、九二〇〇	同	同
同	同	同	一、九七七ノ二	一、二三一〇	八、八三〇〇	八、八三〇〇	同
同	同	奥高谷山	一、九七八ノ一	九九、〇三一八	一七四、二九〇〇	一七四、二九〇〇	同
同	同	同	一、九七八ノ二	一、五〇〇〇	二、六四〇〇	二、六四〇〇	同
同	同	同	一、九七八ノ三	、〇三〇〇	、〇五〇〇	、〇五〇〇	同
同	同	俣野	篠谷山	二	、五一二七	、六〇〇〇	、六〇〇〇	同	同
同	同	同	足谷奥	六四三ノ内	二五、七四〇〇	三三、五〇〇〇	三〇、三〇〇〇	同	同
同	同	同	岩谷下モ平上ミ	九四四	六六、五五〇〇	六六、五五〇〇	六六、五五〇〇	同	同
同	同	同	岩谷山	九四五ノ二	、四〇〇〇	、六〇〇〇	、六〇〇〇	同	同
同	同	同	九四五ノ三	、三四一	、四〇〇〇	、四〇〇〇	同	同
同	同	同	九四五ノ四	、三三六	、三〇〇〇	、三〇〇〇	同	同
同	同	同	九四五ノ五	一、九二七	、二〇〇〇	、二〇〇〇	同	同
同	同	同	九四五ノ一一	、〇三三〇	、〇四〇〇	、〇四〇〇	同	同
同	同	同	二、〇一三ノ五	、〇三一〇	、〇三〇〇	、〇三〇〇	同	同
同	同	同	二、〇一三ノ六	、一三一五	、一五〇〇	、一五〇〇	同	同
同	同	同	二、〇一三ノ八	、〇三〇六	、〇三〇〇	、〇三〇〇	同	同
同	同	同	二、〇一三ノ九	、〇八一〇	、〇九〇〇	、〇九〇〇	同	同

同	同	同	同	二、〇一三ノ一〇	一、三三三	一、五〇〇	一、五〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	二、〇一三ノ一一	〇、五一五	〇、六〇〇	〇、六〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	二、〇一三ノ一二	〇、〇一四	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	二、〇一三ノ一三	一、一四〇〇	一、一五〇〇	一、一五〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	二、〇一三ノ一四	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同	同	同
同	同	竜ケ谷山	二、〇一七ノ一ノ内	四四、六〇〇〇	七一、六三一〇	五六、六五一六	同	同	同	同	同
同	同	蛇喰山	二、五七一ノ五	〇、三三一〇	〇、三五〇〇	〇、三五〇〇	同	同	同	同	同
同	同	切詰山	二、五七三	〇、〇九三〇	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	同	同	同	同	同
同	同	吉ケ谷山	二、五八九	五四、〇〇〇〇	六三、七〇〇〇	六三、七〇〇〇	同	同	同	同	同
同	同	三平山深山口平	二、七一四	四、三〇〇〇	四、三〇〇〇	四、三〇〇〇	同	同	同	同	同
同	同	同	二、七一五ノ内	五六、七四一八	七五、三一〇〇	四三、五七〇〇	同	同	同	同	同
同	同	三平山ウレ石平	二、七二三ノ一ノ内	六八、三四一	九八、三一〇〇	二八、八五〇〇	同	同	同	同	同
同	同	同	二、七二三ノ六	〇、〇七一五	〇、一〇〇〇	〇、一〇〇〇	同	同	同	同	同
同	同	同	二、七三〇ノ一	一、一三〇〇	一、一五〇〇	一、一五〇〇	同	同	同	同	同
同	同	同	二、七三〇ノ二	〇、〇四三	〇、〇五〇〇	〇、〇五〇〇	同	同	同	同	同
同	同	ウレ石谷日南	二、七三六ノ一	三一、四一〇〇	三六、六三〇〇	二八、八一〇〇	同	同	同	同	同

同	同	吉原	隠谷	四七ノ一	七、三六三七	七、六七〇〇	七、六七〇〇	同	同	同	同
同	同	同	小黒目	四八ノ一	八、五〇〇〇	一一、三三〇〇	一一、三三〇〇	同	同	同	同
同	同	同	池ノヒラ	五四	三、九六八	四、〇三〇〇	四、〇三〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	五五	二、三五二三	二、三六〇〇	二、三六〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	五六	〇、五〇二八	〇、五一〇〇	〇、五一〇〇	同	同	同	同
同	同	同	邪楽埒	五七	四、七四三五	四、九〇〇〇	四、九〇〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	五八ノ一	一八、六三〇〇	一九、一八〇〇	一九、一八〇〇	同	同	同	同
同	同	同	偖野牧	七七ノ一	一〇、一三一	三〇、四三〇〇	三〇、四三〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	七七ノ五	〇、〇三一五	〇、七六〇〇	〇、七六〇〇	同	同	同	同
同	同	大河原	上河原	一、五二六	〇、〇三〇〇	〇、〇五〇〇	〇、〇五〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二七ノ一	〇、〇六一三	〇、一一〇〇	〇、一一〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二七ノ二	〇、〇三一七	〇、〇七〇〇	〇、〇七〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二八ノ一	一、二七一六	五、九三〇〇	五、九三〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二八ノ二	〇、一七〇〇	〇、七八〇〇	〇、七八〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二九ノ一	一、一九〇七	七、三五〇〇	七、三五〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二九ノ二	〇、〇七一〇	〇、〇七〇〇	〇、〇七〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二九ノ三	〇、〇七一五	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同
同	同	同	同	一、五二九ノ四	〇、〇七三	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同

同	同	一、五二九ノ五	〇、八〇〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ六	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ七	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ八	〇、五六〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ九	〇、五六〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一〇	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一一	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一二	〇、五四〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一三	〇、五四〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一四	〇、五三〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一五	〇、五四〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一六	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一七	〇、五五〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一八	〇、五六〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ一九	〇、五六〇	〇、八〇〇	〇、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五二九ノ二〇	〇、五三〇	一、八〇〇	一、八〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二	〇、五五〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ三	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同

同	同	一、五三〇ノ四	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ五	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ六	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ七	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ八	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ九	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一〇	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一一	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一二	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一三	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一四	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一五	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一六	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一七	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一八	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ一九	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二〇	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二一	〇、五三〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	同	同	同	同	同	同

同	同	一、五三〇ノ二二	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二三	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二四	〇、〇一〇〇	一、〇〇〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二五	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三〇ノ二六	〇、〇一〇〇	〇、〇一〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	鍵掛	同	同	同
同	同	一、五三一ノ三	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ四	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ五	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ六	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ七	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ八	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ九	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一〇	〇、〇三〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一一	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一二	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一三	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一四	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同

同	同	一、五三一ノ一五	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一六	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一七	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一八	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ一九	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二〇	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二一	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二二	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二三	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二四	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二五	〇、〇八〇〇	〇、〇八〇〇	同	同	同	同	同
同	同	一、五三一ノ二六	〇、〇八〇四	〇、〇九〇〇	同	同	同	同	同
同	御机	爪菜沢	五六、二六三五	一三三、〇二〇〇	同	五五、五三〇〇	同	同	同
同	同	七〇八	一、〇〇〇〇	六、四五〇〇	同	六、四五〇〇	同	同	同
同	同	七〇九ノ九	三一、〇八〇九	四一、二五〇〇	同	四一、二五〇〇	同	同	同
同	同	七〇九ノ一〇	〇、〇〇一〇	〇、〇一〇〇	同	〇、〇一〇〇	同	同	同
東伯	東伯	野井倉	間谷	一	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	二ノ内第一	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇	同	同	同
同	同	同	同	二ノ内第二	三三、八〇一八	三四、〇〇〇〇	同	同	同

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年四月五日

鳥取県教育委員会委員長　米　原　穣

一　日時　昭和三十二年四月六日　午後一時

一　場所　米子市西町三六ノ一　鳥取大学医学部内

一　議題　1　市町村教育委員会教育長の承認について

2　その他

鳥取県教育委員会告示第十三号

昭和三十二年四月一日から県立高等学校を次のとおり設置した。

昭和三十二年四月五日

鳥取県教育委員会委員長　米　原　穣

一　新設高等学校名称

鳥取県立鳥取商業高等学校

二　場所

鳥取県鳥取市東町三番地

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和二十九年二月鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名、位置、及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十二年四月一日から実施した。

昭和三十二年四月五日

鳥取県教育委員会委員長　米　原　穣

表中

「

鳥取西高等学校	全日制	普通科	普通課程	鳥取市東町二番地
	定時制	商業科	商業課程	鳥取市東町三番地
		家庭科	家庭課程	鳥取市東町二番地
		普通科（夜間）	普通課程	鳥取市東町二番地
		商業科（夜間）	商業課程	鳥取市東町三番地

」

の次に

「

鳥取商業高等学校	全日制	商業科	商業課程	鳥取市東町三番地

」

を加える。

公告

昭和三十二年三月二十二日及び二十三日に施行したあん摩師、はり師、きゅう師試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十二年四月五日

鳥取県知事　遠藤　茂

あん摩師試験合格者

田中幸恵
山本博行
田村親惠
木下公男
由田稔

はり師試験合格者

田淵茂三郎
本村欣三

きゅう師試験合格者

田淵茂三郎
本村欣三

地方公務員各位の必携宝典

最新版

自治行政六法

定價　二八〇円　ポケット版　本文インデアン紙　一〇七四頁

本書の特色

一、読み易いこと。各条ごとに見出し注記、項数番号を附した。
一、携帯に便宜を図つた。
一、価格が極めて安い。類似の自治小六法より四十円安い。
一、毎年改訂版を発行する。
一、追録の無料サービス。重要法令の改正の場合追録無料進呈。
一、登載件数が類似の自治小六法より十数件多い。

お申込は県総務課法制係にお寄せ下さい

東京・虎の門

第一法規出版株式会社

中国営業所　広島市上柳町二三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町　鳥取県鳥取市東町

印刷所　鳥取県印刷所